

令和7年度茨城県食品適正表示推進員養成講習会受講者募集

県では、食品を取り扱う事業所で適正表示に対する自主的な取り組みの中心的な役割を担う「食品適正表示推進員」の養成講習会を開催いたします。

養成講習会の全講習を受講された方には、県から講習会受講修了証書を交付するとともに、「茨城県食の安全対策室ホームページ」において受講者名、事業所名等を公表いたします。皆様の積極的な御参加をお待ちしております。

食品関連事業者は、各食品関連事業所に、推進員を必ず配置するよう努めましょう！

1 開催日時等

開催日	会場名	募集定員	備考
令和7年12月16日（火）	県庁11階 共用会議室 1106、1107 （水戸市笠原町978-6）	80名	受付：9時30分～ 時間：10時～16時30分 *昼休み等休憩を含む

2 主催 茨城県

3 講習内容及び時間（予定）

○講義：食品表示に関する関係法令 食品表示法、健康増進法、景品表示法、米トレーサビリティ法	10時00分～14時10分
○演習：加工食品・生鮮食品の表示	14時10分～16時30分

※実践的な内容を取り入れ、食品表示のスキルアップを図る内容となっています。

3 受講対象者

農産物・畜産物・水産物の生産者、食品の製造・加工・小分け業者、販売業者、輸入業者、卸等流通業者等
※過去に受講された方の再受講も可能です。

4 申込方法等

(1) 申込方法

① いばらき電子申請・届出サービス

下記URL又はQRコードにより申込み。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80489



② 別紙「茨城県食品適正表示推進員養成講習会受講申込書」により、FAX 又はメールにて申込み。

FAX：029-301-0800

Eメール：seiei4@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 申込期限 令和7年12月5日（金）

(3) 受講料 無料（昼食は各自で済ませてください。）

(4) その他 会場の駐車場台数に限りがありますので、乗り合わせ等での御来場に御協力願います。

5 受講修了証書の交付

全講習を受講した方に対し、受講修了証書を交付します。

＊「食品適正表示推進員」は、公的な資格制度に基づくものではありません。

6 問い合わせ先

茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室 食品適正表示推進員講習会担当

TEL：029-301-3420

Eメール seiei4@pref.ibaraki.lg.jp